平成２８年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目20番37号（セジュール慈眼寺101号）
債務者　大辻　　緑
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５８号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番40号（コーポ・シルクイン大島101号）
債務者　田畑　忠弘
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第２０号
沖縄県石垣市字桴海545番地４　グリーンハイツ米原１－Ｂ
債務者　大本　修一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第８９号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目１番57号ユートピア江合Ｂ棟７号
債務者　石森　進平
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目２番21号、従前の住所宮城県大崎市古川字上古川296番地１
債務者　石森　明子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
埼玉県飯能市柳町26番17号　グリューネバルト308
債務者　菅野佐代子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５９５号
埼玉県川越市大字山田1949番地４
債務者　岡本　浩一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１１号
埼玉県所沢市星の宮２丁目３番11号　星の宮ガーデンハイツ202
債務者　山田　雅浩
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２４号
埼玉県狭山市大字水野1194番地の15
債務者　田中千代子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４３号
埼玉県ふじみ野市亀久保648番地13
債務者　岩本　規子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４５号
埼玉県富士見市大字鶴馬3544番地２　エレガンスライム101
債務者　原田世津子（旧姓中澤・二瓶）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４７号
埼玉県狭山市富士見１丁目13番11号　メゾンド富士見207
債務者　松本　時子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５３号
埼玉県川越市大字古谷本郷869番地６
債務者　粕谷　友美（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６５８号
埼玉県狭山市富士見１丁目４番４号　サンパーク狭山410
債務者　池田　瑞枝
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６２号
埼玉県川越市中台３丁目１番地17（１－109号室）
債務者　丹　　弘
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６８号
埼玉県川越市宮元町68番地６（清水ハイツ102号室）
債務者　鈴木　文江
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部